

利用者・ご家族各位

警報発令時のデイサービス開催について（令和 8 年制度改正）

令和 8 年 5 月
ひかりの丘 松井

令和 8 年より、気象庁が定める「防災気象情報」の内容が変更されました。

それに伴い、当事業所では、従来の「暴風・暴風雪・大雪」の「特別警報」及び「警報」発令時の開催基準に加え、新しく設定された「警戒レベル相当情報（レベル 5・4・3）」が発令された場合においても、下表のとおり開催基準を定めます。

今後も利用者の皆さまの安全を最優先に運営してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【デイサービス開催基準】

		午前 8 時時点： 解除	午前 8 時時点： 発令継続	サービス提供中に発令
変更なし (これまで同様)	暴風特別警報 暴風雪特別警報 大雪特別警報 暴風警報 暴風雪警報 大雪警報	通常どおり	デイサービス中止	各家庭に連絡後、送迎開始（連絡不可時は施設待機）
	レベル 5 氾濫特別警報 大雨特別警報 土砂災害特別警報			
新たな設定 (R8 より)	レベル 4 氾濫危険警報 大雨危険警報 土砂災害危険警報		原則中止（安全確認できる場合のみ実施）	中止の場合は各家庭に連絡後、送迎開始（連絡不可時は施設待機）
	レベル 3 氾濫警報 大雨警報 土砂災害警報			

※対象地域：愛知県全域、豊田市西部（西三河北西部）

※大雨警報は新制度でレベル 3 に分類されるため、原則中止とします。

【お願い】

- ・送迎経路の安全が確保できない場合、警報の有無にかかわらず中止することがあります。
- ・緊急時の連絡は、一斉メール後にお電話にて行います。
- ・警報発令が予想される際は、連絡が取れる状態をお願いいたします。

以上